



## 隠岐の島町報道発表資料



情報提供日：令和6年6月26日（水）  
問い合わせ先：隠岐の島町 建設課 管理住宅係  
（担当）渡部

Tel : 08512-2-8564

Fax : 08512-2-3302

### 特定空家「<sup>ちょうかいえん</sup>眺海苑」略式代執行の実施について

1. 概要	隠岐の島町では、老朽化が進み、放置すると重大な事故につながるおそれがある旧旅館施設（隠岐の島町西町地内）について「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「行政代執行法」に基づき略式代執行を実施します。
2. 実施期日	令和6年7月22日（月）午前10時
3. 実施場所	隠岐郡隠岐の島町西町大城ノ一16番地5、2番地7
4. 物件情報	（全体の概要、特徴的なものなど） <ul style="list-style-type: none"><li>・所在地：隠岐郡隠岐の島町西町大城ノ一16番地5、2番地7</li><li>・種類：旅館</li><li>・構造：鉄筋コンクリート・一部木造スレート葺3階建</li><li>・床面積：1階 317.64㎡、2階 307.35㎡、3階 261.91㎡</li><li>・建築年：昭和39年</li><li>・所有者：建物名義人死亡、相続権利者不在</li><li>・状況：建物の外壁や軒部分等の亀裂や剥離・脱落が生じており、室外機等の脱落の危険性が高い。また、落下の危険性から一部園庭を使用制限するなど、現に保育環境へ影響を及ぼしている状況となっています。</li></ul>
5. 特記事項	・現地取材を希望される報道機関は令和6年7月4日（木）15:00までに別紙取材希望標をFAXにてご連絡ください。
6. その他	※詳細及び取材のお申し込みは別添資料をご覧ください。